

地歴 問

地理歴史等

平成 27 年度 (前期日程)

注意事項

- 1 「解答はじめ」というまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 問題は 1 冊(本文 25 ページ、下書き用紙 2 枚)で、解答用紙は 1 枚です。下書き用紙は問題冊子の中に挟み込んであるので、引き抜いて使っても構いません。なお、問題冊子と下書き用紙は持ち帰って構いません。
- 3 すべての解答用紙に受験番号を書きなさい。なお、受験番号は、次の要領で明確に記入すること。

(例) 受験番号 50001 番の場合 →

5	0	0	0	1
---	---	---	---	---

- 4 1) 世界史、2) 日本史、3) 地理、4) 倫理、政治・経済、5) ビジネス基礎、以上 5 科目のうちから 1 科目を選んで答えなさい。さらに選択科目の番号を受験番号の隣の欄に書きなさい。

(例) 2) 日本史を選んだ場合 →

					2
--	--	--	--	--	---

- 5 解答は、解答用紙の所定の位置に横書きで書きなさい。他のところに書いても無効になることがあります。

また、字数などの指示がある場合は、その指示に従って書きなさい。なお、字数制限がある場合、洋数字及びアルファベットに限り、1 マスに 2 文字入れることができます。それ以外の句読点や問題番号には 1 マスを使用すること。ただし、例えば「問 1」ならば「1」とのみ書いても構いません。

倫理、政治・経済

I 次の文章を読み、下の設問に答えなさい。

近代ヨーロッパは「ルネサンス」と「宗教改革」の中すでに胎動していた。前者を通して神中心主義的な世界観から人間中心主義的な世界観への転換が起こった。後者によって「プロテスタンティズム」が成立して職業召命觀が導入されることで、利潤の追求や富の蓄積といった経済活動が宗教的・倫理的に肯定的に意味づけされるとともに、このことを介して従来の伝統的な共同体も解体された。

経済活動が肯定されることは欲望の解放を意味するので、それに相応しい新たな人間觀が時代的に要請される。そしてさらに、伝統的共同体の解体もそこから解放された個人の誕生を含意するので、解放された諸個人が新たな社会関係を構築する論理も要請されることになる。それが社会契約説にほかならない。これら両方を明示したのがホップズであった。アリストテレスとは対照的に、ホップズは運動の概念を基礎に置いて自然も人間も機械論的に説明しようとする。ホップズによれば、人間は利己的で非社会的であって生命を維持して幸福を追求しようとする存在である。こうした自己保存のためにみずから力を自由に行使する権利をホップズは自然権とよんだ。人々は自己保存のために自然権を行使すると、人々は生き残りを賭けてお互いに争うようになる。このとき人々の争いを調停したり抑制したりできるような上位の存在が欠けているので、自然状態は戦争状態となる。そうするとかえって自己保存は困難である。そこで人々は自然法に従って自然権を放棄し、上位の存在である「国家」に譲渡する。これが「社会契約」であり、したがって「国家」とは人々の間に生じる暴力的衝突を秩序・制度の制定を通して解決するシステムにほかならない。

しかしながら、ホップズの場合、絶対的主権者は法や制度を超えた存在として秩序に支配されない。ここに「社会契約」の不徹底を指摘してこうした法外的な絶対的主権者を法制度の下に繰り込んで法秩序を貫徹させようとしたのが〔X〕であった。

〔X〕の場合、自然状態は公法が成立していない非一法的状態であるとはいえる、私法は妥当しているので、そこではホップズのように生死を賭けた争いが生じ

るのではなく、法の私的解釈をめぐる争いが起こることになる。こうした自然状態を脱却して「国家の理念」に従って移行した市民状態は、それゆえに公法が確立された法的状態と規定される。この意味でこうした国家は何よりも共和制的な「法治国家」であり、すべての存在は法的秩序に従属する。〔X〕がフリードリッヒⅡ世を評価するのも法への従属というその考え方に関してなのである。〔X〕は〔Y〕の中でこの社会契約説を国内の次元からさらに国際的次元へと類比的に展開し、「世界市民法」や「世界連邦」の構想などを提案して国際的な次元での法的状態の可能性を探究した。この著書の中で興味深いのは、〔X〕がヨーロッパの植民地化を正当化する当時の国際法を批判する時、それに対抗する手段として日本や中国の鎖国政策を高く評価した点である。

こうした社会契約説を現代に復権させたのがロールズにほかならない。ロールズは主著の『正義論』で「〔Z〕」という正義の原理を提示した。それは、法や制度などの社会の基本ルールの基礎として社会の基本原理となるものである。この基本原理は、その社会に生きるすべての人が社会的な「基本財」(たとえば、権利・自由・雇用や教育などの機会・収入・富など)がどのように配分されたり行使されたり保障されたりするのかに関わる社会のルールを決定する。そしてさらに、その原理は人々の合意にもとづいて承認されなければならない。人々がそれに関する一定の合意に達したとき、それは同時に社会の基本的な制度的枠組みに関する合意したことにも意味する。こうして社会の基本ルールが制定される。

近年、グローバリゼーションの進展とともに「国家機能の断片化」が生じているが、こうした現状であるからこそ〈「国家」とは何か〉に関して再び根本的に問い合わせ直す必要がある。

問 1 空欄〔X〕には、全て同じ哲学者の名前が入り、空欄〔Y〕には、その哲学者の著書が入る。この哲学者の名前とその著書を明示しながら、この哲学者の倫理思想に関する説明しなさい。(200字以内)

問 2 空欄〔Z〕には、ロールズの正義論を言い表す用語が入る。それを明示した上で、ロールズの正義論について説明しなさい。(200字以内)

II 次の文章は、いわゆる地方分権一括法(平成11年制定)の基礎となった地方分権推進委員会による中間報告の一節である。これを読み、下の間に答えなさい。

では、国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」から「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に転換したならば、その帰結としてどのような効果を期待できるのか。

第一に、知事・市町村長が、「國の機關」たる立場から解放され、「地域住民の代表」であり「自治体の首長」であるという本来の立場に徹しきることができるようなるので、知事・市町村長はこれまで以上に地域住民の意向に鋭敏に応答するようになる。地方議会にとっても、その権能が強化され、知事・市町村長に対する監視・牽制・批判機能の重要性が増す。そしてこのことは、地域住民による各種の新しい運動の展開を促し、自治への住民参画を促すことになるはずである。すなわち、民主主義の徹底である。

第二に、それぞれの地方公共団体による行政サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになる。このことは、他面では地方公共団体が相互にその意欲と知恵と能力を競い合う状態を創り出すことになり、そのことがまた地方公共団体の自己改善を促す効果をもつはずである。それぞれの地方公共団体が優先して推進する政策にはこれまで以上に大きな差異が生じることとなり得るが、それは究極においては地域住民自らによる選択の帰結なのであって、これを不満とする地域住民は批判の矛先を自らが選出した地方議会と首長に向けなければならない。すなわち、地方自治の本旨の実現である。

第三に、これまで国・都道府県・市町村の間で行われていた報告・協議・申請・許認可・承認等の事務が大幅に簡素化され、この種の「官官折衝」のために浪費されてきた多大の時間・人手・コストを節約し、これを行政サービスの質・量の改善に充てることができる。すなわち、公金の有効活用の促進であり、国・地方を通ずる行政改革の推進と国民負担増の抑制である。

要するに、地方分権型行政システムに移行した暁には、まず国・地方を通じて

〔行政のスタイル〕が変わり、〔国・都道府県・市町村の関係〕が変わる。これによって〔地方公共団体の姿勢〕も変わり、究極において〔地方公共団体による地域づくりとくらしづくりの方策〕が変わるのである。

(内閣府・地方分権推進委員会平成8年3月29日『中間報告』より抜粋)

問1 下線部①について、このような目的を実現するために、地方分権一括法によって改正された地方自治法においては、地方公共団体の事務のあり方について、どのような改革がなされたか。従来の制度と比較しながら、説明しなさい。(200字以内)

問2 下線部②について、このような変化によって、何故に「地方自治の本旨の実現」がなされることになるのであろうか。地方自治の本旨の二つの側面に即して、説明しなさい。(200字以内)

III 次の文章を読み、かつ、日本の人口ピラミッドのグラフを検討することによつて、以下の問い合わせに答えなさい。

明治になり統計がとられるようになってから第二次世界大戦がはじまるまで、日本の離婚率は一貫して下がり続けました。明治 16 年(1883 年)の離婚率は人口千人当たり 3.38 人だったのが、明治の終わりの 1911 年になると 1.16 人まで下がり、大正の終わりの 1926 年になると 0.83 になり、戦前の 1938 年に最も低い 0.63 になります。その後、多少の増減を繰り返しながら、高度成長期の 1965 年になるまでは、0.7 から 0.8 程度にとどまっていました。

離婚率が本格的に増え始めたのは、実はそのころからで、(1)とともに高度成長が終わった 1973 年に離婚率は 1.04 にまで増え、バブル経済が始まる直前の 1983 年には離婚率は 1.51 とピークに達します。

バブル経済に日本中が沸きかえっていた 1980 年代の後半には、離婚率が 1.26 (1988 年)にまで下がって、バブルがはじけた 1990 年でも 1.28 と低いままでした。1983 年の 1.51 から 1988 年の 1.26 まで、1990 年代のバブル経済とともに、日本人全体の離婚率は 17 % ほど低下したのです。

それが、「失われた 10 年」の間に離婚率は急速に増加し、2002 年には 2.30 と再びピークを迎えます。そしてその後は、現在に至るまで低下傾向を見せてています。

(山岸俊男「『しがらみ』を科学する」ちくまプリマー新書、2011 年から抜粋。ただし意味が理解しやすいように文章の一部を修正した。)

問 1 上記の(1)に該当する 1973 年に起きた高度成長の終わりを象徴する出来事は何か。(20 字以内)

問 2 「失われた 10 年」とは何か。(180 字以内)

問 3 2002 年以降の離婚率減少の要因について、日本の人口動態を考えながら議論しなさい。その要因は、公的年金制度や公的医療・介護保険制度の財政を大きく変動させる要因でもある。なお、離婚率の定義は、人口千人あたりの 1 年間の離婚件数である。(200 字以内)

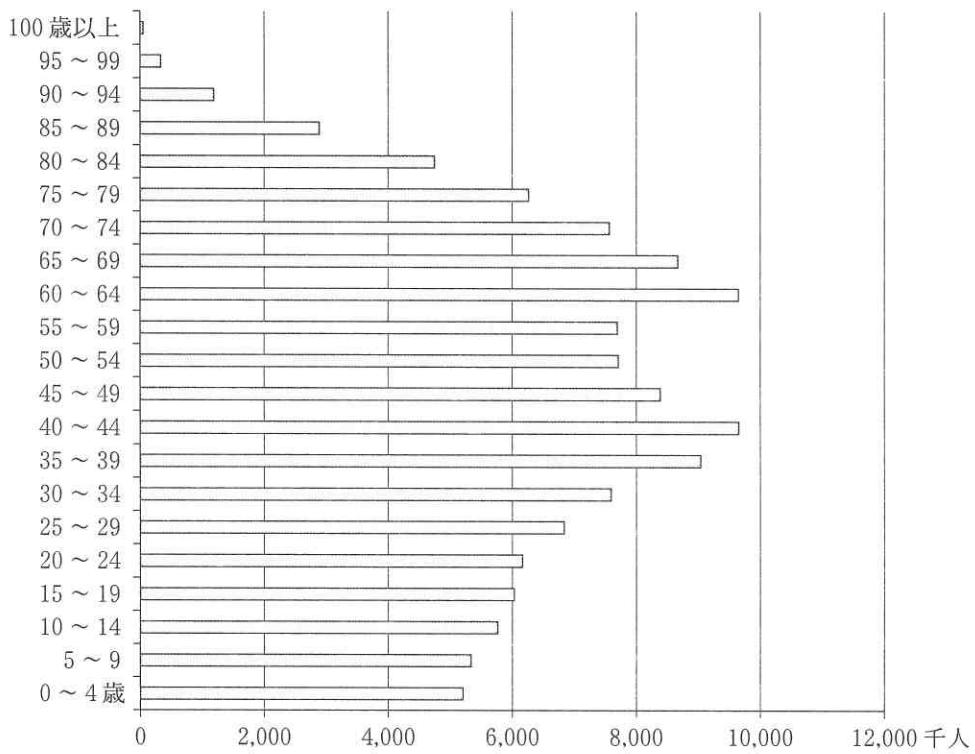


図 日本の人口ピラミッド

出所：総務省統計局のホームページより作成

(注) 平成 25 年度 10 月 1 日現在

ビジネス基礎

I 表1には、2005年から2013年までの我が国の名目国内総生産(GDP)、総広告費の推移とその内訳が示されている。この表を見て、以下の設問に答えなさい。

問1：この表から読みとることができる特徴を述べなさい。(100字以内)

問2：そのような特徴は、企業と消費者の関係のどのような変化を反映しているのか、あなたの考えを述べなさい。(300字以内)

表1 日本の広告費の推移(単位 億円)

年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
名目国内総生産	5,039,030	5,066,870	5,129,752	5,012,093	4,711,387	4,823,844	4,713,108	4,737,771	4,784,477
総広告費	68,235	69,399	70,191	66,926	59,222	58,427	57,096	58,913	59,762
内訳									
テレビ	20,411	20,161	19,981	19,092	17,139	17,321	17,237	17,757	17,913
新聞	10,377	9,986	9,462	8,276	6,739	6,396	5,990	6,242	6,170
雑誌	4,842	4,777	4,585	4,078	3,034	2,733	2,542	2,551	2,499
ラジオ	1,778	1,744	1,671	1,549	1,370	1,299	1,247	1,246	1,243
インターネット広告費	3,777	4,826	6,003	6,983	7,069	7,747	8,062	8,680	9,381
その他	27,050	27,905	28,489	26,948	23,871	22,931	22,018	22,437	22,556

出所：株式会社電通「2013年(平成25年)日本の広告費」より作成

(注) その他には、ダイレクトメール、屋外広告、折り込み、展示・映像、衛星放送、CATVなどが含まれる。

II 雇用にともなう企業の責任として、雇用の安定や労働者の福利などがあげられる。このような企業の取り組みをひとつあげ、それについてあなたの考えを述べなさい。(400字以内)

III 日本では地方を中心にして、人口減少がすでに始まっている。その中で、地方経済の振興をどのように図るべきか、あなたの考えを述べなさい。(400字以内)